

第24期 軽井沢町農業委員会 第34回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 13時30分</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第34回総会を始めたいと思います。最初に市村会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
市村会長	<p>委員の皆様、お疲れ様でございます。最初に新型コロナウイルス感染状況について申し上げますが、佐久圏域の感染警戒レベルは小康状態、医療特別警報は解除の状態が継続しています。</p> <p>本日もマスクの着用など基本的な感染対策をして総会を開催いたします。</p> <p>さて4月に入りまして、暖かい日が続き、定植作業に従事されている方もいますが、今週になりまして、低温が続き凍霜害への懸念が県から示されております。作物への影響などを考慮し、保温資材の被覆を実施するなどの対策をお願いいたします。</p> <p>さて、第24期農業委員会も残りの期間がわずかとなりました。7月で改選となりますが現在、次期委員の任命に向けての進捗を進めております。皆様のご協力により各地区から農業委員、推進委員の選出をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。4月23日に町議会議員選挙が行われ、議会は新体制となりますが、6月議会に次期農業委員は同意議案を提案して、同意を得た後に、町長の任命となります。推進委員は会長からの任命となりますことをご報告いたします。</p> <p>先月の総会時にも周知した委員の一人一人の活動内容について皆様にご記入いただいた日誌に基づき、事務局でまとめました。別紙で活動日数等、1年間の活動をご確認ください。後程、事務局でもご説明をいたしますが、国の指針に基づき、委員の個人名以外の部分をホームページで公表することとなっております。</p> <p>それと、4月から農地法3条の改正がございまして、今まで農業者が農業を行う下限面積が5000㎡と定められている許可基準がありましたが、これが撤廃されました。今後農地法3条での所有権移転や賃貸借等の許可申請が提出された際には、この面積以下でも農地を取得できますが、農地の権利移動を制限しているのが農地法の趣旨でございます。農地全てが効率的な利用がされるのか、年間で150日間、農業に従事しているのか、地域との調和は問題ないのかといった項目のみで審査していくことをご承知ください。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただき、また土屋代理からのJA関係を含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第34回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽</p>

	井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので同規則第17条の規定により、市村会長が議事を進行いたします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、13名の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。儘田推進委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号7番の諸星恵美子委員と議席番号11番の小林朝夫委員の2名をお願いします。 次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	「事業報告の説明」
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
委 員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」を議題にします。審議の前にお知らせいたします。 議案第1号番号1については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、佐藤寛治委員が退席となります。 (佐藤委員退席) 事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、4ページ、補足資料は1ページから8ページをお願いします。 _____でございます。 農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は_____になります。 それでは、申請書に基づき説明させていただきます。

	<p>番号1について、_____ですが、_____は、_____、_____に _____のある、_____、_____です。_____は、_____おりました _____に_____のある、_____、_____、_____が_____、_____に _____のある、_____、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、_____、_____、 _____、_____です。</p> <p>権利設定の内容は、_____による_____となります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考に して下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____の_____、 _____は_____で_____を_____しましたが、_____は_____ではないことから、_____より _____への_____を_____し、_____との_____も_____した為、_____と_____ます。主な作付け 品目はキュウリ、ズッキーニ等でございます。</p> <p>大型農機具関係は、トラクター1台、耕運機1台、管理機2台となっております。 農作業に従事する者関係についてでございますが、常時2名います。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、800m、車で3分、となって おります。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、年間_____ 日間となっております、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。 農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しませ ん。次に、農地法第3条第2項第6号関係の周辺地域への影響ですが特に問題ご ざいませぬ。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員 より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の佐藤一之が議案第1号番号1について説明します。さきほど事務局か らも説明がありましたが、_____が_____であるということで、私 が補足説明をいたします。_____に_____と_____の_____で_____ を_____。_____は_____は_____に_____いましたが、_____は _____の_____、_____に_____していることもあり、_____していません。 _____、_____が_____を_____をして_____を_____、_____を_____す る_____です。_____には_____、_____には_____の_____があり、_____ _____への_____の_____はないと_____いたします。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、 先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方 は願います。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)</p> <p>ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決し、許可します。佐藤寛治委員の復席を認めます。</p> <p>(佐藤委員復席)</p>
市村初仁議長	<p>佐藤委員に申し上げます。農地法3条申請について、許可となりましたので、お知らせします。</p> <p>次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号1についてご説明します。</p> <p>次第5ページ、補足資料9ページから14ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。_____の_____は、_____、_____、_____は_____、_____は_____、です。</p> <p>_____でございますが、_____に_____がございます。_____の_____の_____がある_____から_____を_____に_____ほど_____した_____の_____に_____があり、_____はその_____に_____しております。</p> <p>_____は、_____の_____の_____は_____、_____の_____に_____ございますが、_____に_____していることで、_____が_____が_____な_____、_____を_____とのことでございます。また_____としても_____する_____であります。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____、_____で_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されています。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、_____では_____から令和_____年_____月末までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域</p>

	<p>整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>_____の_____が_____についてを説明いたします。_____に_____の_____、_____、_____の_____で_____を_____ました。_____は_____は_____をするために_____がいたのですが、_____が_____をしなくなったので_____、_____が_____、_____を_____したいとのことであります。_____と_____の_____は_____でありましたこともあり、_____が_____いるようでした。_____による_____や_____の_____からもこの_____を_____したいとのことでした。_____に_____と_____しております。_____な_____をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。土屋代理、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）</p> <p>ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号1を許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>

<p>青木事務局長</p>	<p>次に、議案第 2 号番号 2「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>議案第 2 号番号 2 についてご説明します。次第 5 ページ、補足資料 15 ページから 21 ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____に住のある_____です。_____の_____は、_____、_____、_____は_____、_____は_____、です。</p> <p>_____でございますが、_____に_____がございます。_____となりまして、_____と_____が_____がある_____から_____に_____、_____を_____する_____と_____の_____に_____しております。</p> <p>_____の_____は、_____の_____は_____の_____を_____でございます。_____の_____に_____は、_____や_____などの_____となり、その_____の_____を_____までは_____を_____して_____していましたが、_____が_____するとの_____がありまして、_____の_____を_____いたところ、_____、_____の_____を_____、_____を_____する_____を_____と行い、_____が_____したので 5 条申請を行うこととなりました。</p> <p>権利関係は売買による所有権移転となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の資力・信用については、_____、_____、_____で_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されています利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 1 号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 4 号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 5 号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号)の一時転用ではありません。以上により議案第 2 号番号 2 については許可できない場合に該当しません。</p>
---------------	---

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第2号番号2についてを説明いたします。____に____の____、____、____とで____を____ました。____はさきほど____から____があった通りでございます。____は____の____でありまして、主には____の____を____とのことでございます。____まで____に____が、____により____していたのですが、____するということ____しまして、とりあえず____の____を____の____、____を____して____ました。ただ、その____が____ですと____を____して____しなければならず____が____になりますので、____て____を____りましたところ、____との____もまとまったことが____でございます。____の____にも____にも____していることもありまして、____は____の____が____したということです。____もこの____は____に____おらず、____も____のみを行っていたということで、ちょうどそういう____がまとまったということです。____は____ではありませんけれども____に____がありますが、____、____の____を____わけですが、____の____よりも____がかなり____として____するには____できないという状況です。____は____が____でありますので、____ないと考えます。____は____は行わず、____の____への____は____と考えます。____に____と____いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号2を原案どおり可</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号3について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第2号番号3についてを説明いたします。</p> <p>_____に__と_____の_____、私とで_____を_____。__はさきほどの_____の_____になります。_____としましては、_____の_____の_____なんですけれども、こちらが_____の_____の_____で、_____で_____になるんですけども、こちらの_____の_____で、_____の_____もいしましたが、_____に_____もいないし、_____も_____くれないかという_____がありました。それから_____が_____いきました。この_____は_____で_____があるということで、_____にはなっているんですが、_____は_____である_____です。_____と_____ですね。_____としては_____も_____なので_____をかけた、_____するのが_____に_____なところだということをお聞きしました。また_____の_____だけを_____しても_____が_____ということで、この_____の_____、_____のほうにも_____をしまして、こちらの_____も_____と_____が_____ということで_____をしたところ、_____としてもこの_____はほとんどが_____で_____なので_____ということで、_____は_____ということです。_____が_____の_____、これが_____、_____と_____、_____、こちらがさきほどの土_____の_____なんですけれども、その_____が_____になります。ただ_____が_____より_____ほど_____になっております。そういったことから_____への_____や_____は_____と_____いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号3を原案どおり可</p>

<p>青木事務局長</p>	<p>決いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号3を許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第2号番号4「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第2号番号4についてご説明します。次第6ページ、補足資料37ページから43ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。_____の_____は、_____、_____、_____は_____、_____は_____です。場所でございますが、_____に_____がございます。_____の_____、_____から_____ほど_____した_____になります。_____は、_____の_____は_____の_____に_____しておりますが、_____が_____となったため、_____で_____を_____したいものでございます。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____で5_____となります。資金の調達方法ですが、_____と_____からの_____となり、それぞれ_____と_____が添付されています利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われれます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号4については許可できない場合に該当しません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号4について担当委員より説明願います。</p>
<p>委 員</p>	<p>推進委員の成田が議案第2号番号4についてを説明いたします。_____に_____、_____と_____で_____を_____しました。こちら_____の</p>

市村初仁議長	<p>_____が_____だったんですけれども、_____が_____できなくなってしまう、_____も_____ができないということで、_____から_____なんです、_____の_____とは_____みたいで、_____を_____したいという_____を_____ので_____の_____になったそうです。_____を_____として_____しましてこちらに_____を_____であります。_____については_____として_____が、_____については_____に_____が_____ており、_____に_____がないということで、_____の_____ほどに_____を_____して_____を_____することです。ですのでこの_____までは問題なく行けます。_____についてはほとんど_____しております。被害防除も提出されており、何ら問題はないかと判断いたします。皆様のご審議をお願いいたします以上です。</p> <p>ありがとうございました。成田委員の説明の通りでありまして、補足説明はございません。</p> <p>よって先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号4についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号4につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号4を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号4を許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第2号番号5「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号5についてご説明します。次第6ページ、補足資料44ページから50ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます_____は_____に_____のある_____です。_____は_____に_____のある_____です。_____の_____は、_____、_____、_____は_____です。_____は_____でございます、_____が_____、_____が_____になります。場所でございますが、_____に_____がございます。</p> <p>_____となりまして、_____と_____の_____から_____ほど_____の_____となります。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委 員</p>	<p>_____の_____は、_____の_____の_____は_____の_____とも_____しておりますが、_____が_____になったため_____において、_____が_____するための_____を_____したいものでございます。権利関係は_____となります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____, _____, _____で_____となります。資金の調達方法ですが、_____からの_____となり、それぞれ_____が添付されています。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和5年12月末までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号5については許可できない場合に該当しません。</p>
	<p>ありがとうございます。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号5について担当委員より説明願います。</p> <p>_____の_____が_____についてを_____いたします。_____に_____と_____と_____で_____を_____。_____はさきほど事務局説明のとおりです。_____は_____で_____と_____しておりましたが_____の_____が_____ということで_____を_____ことになりまして、こちらの_____となりました。_____, _____, _____は_____のところ、さきほど申しあげました_____が_____に、_____ということでこちらを_____していたのですが、_____しまったということで、_____になったということです。こちらの_____と_____については_____が_____まして、その_____の_____, こちらは_____の_____になっておりますが、この_____は_____が_____をしているのですが、その_____への_____も_____, _____に_____を_____することです。そうすること_____の_____に_____の_____の_____が_____に_____ということで、このように_____しているとのこと。被害防除措置も提出されており、何ら問題はございませ</p>

	<p>るので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。岩井委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号5についてご意見のある方はお願ひします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号5につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願ひします。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号5を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号5を許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>
市村初仁議長	<p>次に議案第3号「非農地判断」を議題といたします。事務局より説明をいたします。次第7ページ、補足資料51ページから52ページをお願ひします。</p>
青木事務局長	<p>所有者からの申請による非農地判断についてご審議をいただくものです。借宿地区でございまして、_____は_____に_____のある_____、_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____、でございます。判断の理由は、_____しているため、となります。以上、ご審議をお願ひいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。非農地の判断について、何かご質問等はございますのでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第3号につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願ひします。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。(賛成全員)ですので議案第3号を原案どおり可決いた</p>

青木事務局長	<p>しました。よって、非農地通知を交付します。次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>次第8頁から10項、補足資料は、54頁から58項をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。4月の公告分でございますが、新規が1件、1筆、面積は、7,972㎡、内訳は、田が7,972㎡、です。中間管理が9件、12筆、面積が28,955㎡、内訳は、田が28,955㎡、です。合計で、10件、13筆、面積は、36,927㎡で、内訳は、田が36,927㎡、です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。</p> <p>同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の4月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんか。)</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画4月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。次に報告第1号「農地等の土地の形質変更(客土等)届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
青木事務局長	<p>報告第1号「農地等の土地の形質変更(客土等)届出について」をご説明いたします。次第は11ページ、補足資料は60から62ページをお願いいたします。地区は_____です_____は_____に_____のある_____です。_____は_____、_____は_____、_____は_____です。申請理由は当該地は農振農用地内で現在耕作しておらず、町に草刈の依頼をしているが、今回客土により畑地化して、かぼちゃ等の野菜栽培を行うためでございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。担当委員より説明をお願いいたします。</p>

委 員	1 2 番の佐藤が補足説明をいたします。内容はさきほど事務局説明の通りであります。草等の根がありこのままでは耕作ができないということでもあります。かぼちゃ等の栽培をする予定であり、周囲には何ら影響はないと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。報告事項ではございますが、何かございますでしょうか。はい、堀川推進委員
委 員	客土の高さはどれ位でしょうか。
市村初仁議長	はい、佐藤委員
委 員	1. 3mです。
市村初仁議長	はい、堀川委員
委 員	隣接地へ流失したりしないでしょうか。
市村初仁議長	はい、佐藤委員
委 員	現状の高さからは少し盛り上がるだけですので、周囲への影響はございません。
市村初仁議長	他にございますでしょうか。なければ次に6、のその他事項に進みます。 (1)のJA関係、で土屋会長代理お願いします。
土屋会長代理	4月26日に浅農会のゴルフコンペに多数の委員の皆様ご出席いただきましてありがとうございました。それから今後の予定ですけれども、5月11日、12日に東京へ市場の視察に役員が行かれるとのこと。それから5月22日に第1回目の目揃会を開催するとのこと。4月の人事異動により販売の金井主査が望月支所へ異動となりました。代わりに市川調査役が軽井沢支所に異動となりました。それから圃場関係ですが、レタスの初出荷が4月24日となりました。それからサニーレタスが4月26日に初出荷となりました。ただレタスは4月1、2、9、10日に凍霜害で若干、剥離ですとか被害が大きくなっているということで心配ではあります。本日も霜があり、キャベツも第1回目に定植したものは全滅してしまったり、生育が遅れて2番手と同じになってしまったりと、地区によって異なりますけれども、若干凍霜害によって被害が出ているというような話は聞いております。私からは以上です。
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（２）支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	別紙「佐久農業農村支援センター」資料等説明
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（３）町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	別紙「凍霜害対策」等資料説明
市村初仁議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	次第 12 ページをお願いします。 ア 会議行事日程 イ 配布資料等について ・全国農業新聞 ・農業者年金加入推進ニュース ・下限面積要件廃止 ・令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 ・令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価 ・令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価 ・令和 5 年度最適化活動の目標の設定等
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。はい、堀川委員。
委 員	推進委員の堀川ですが、下限面積についてですが、以前も佐久の方が競売で町内の農地を耕作する目的で取得いたしました。耕作せずそのままになっていて、

	<p>その取得の際にわずかな土地を取得するのはそれはおかしいとの意見も申し上げましたが、民法上、裁判になると負けてしまうということで、結局、不動産として転売されてしまうのではないかと、おかしいと思っても許可になってしまったんですが、今回撤廃されると同じようなことがでてくると思うのですが、今までは3件くらいありましたが、下限面積が撤廃されると、民法上、大丈夫でしょうか。</p>
青木事務局長	<p>民法というよりも、農地法第3条の許可要件である、農業従事者やトラクター等の機械の保有状況、どのような作物を作るとかの内容の記載がないと、農地法上では農地としての取得は審議をしても許可できません。</p>
市村初仁議長	<p>はい、堀川委員</p>
委 員	<p>内容の記載がなくても、花豆や大豆を作るとか一般的な農作物を作るとなれば、それは作れないよと言えないですよ。</p>
青木事務局長	<p>その場合は、農業従事者は年間で150日間従事する要件で審議いたします。もし150日に満たない場合は、必要な農作業に誰が従事するのか、その氏名も申請書に記載いただくことになります。申請者がJAや農業大学など、どこで栽培技術を取得してきたのかも確認いたします。下限面積撤廃後での農地取得の協議が増えている状況でございます。事務局では協議者が各要件を満たせるのかどうか見極めるのが難しい状況でもありますので、一つの対策として、委員の皆様を交えて、役場の会議室などで面談を行い、皆様の専門的な知識のご助言をいただきながら事前協議を進め、委員の活動日数にもカウントできる取り組みを実施したいとも考えております。</p>
市村初仁議長	<p>その他、全体を通して何かございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第34回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p>
<p>閉 会 15時28分</p>	

--	--